

平成25年12月 2日

第4回定例市議会提出議案新旧対照表

鳥羽市長

## 目

## 次

1	委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例	・・・	1
2	鳥羽市国民健康保険税条例	・・・	2
3	鳥羽市道路占用料徴収条例	・・・	9
4	鳥羽市学校設置条例	・・・	14
5	鳥羽市給水条例	・・・	15
6	鳥羽市定期航路運航条例	・・・	21

新旧対照表

(件名) 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和31年条例第8号)

改正案 (新)				現行 (旧)			
別表 (第1条、第2条関係)				別表 (第1条、第2条関係)			
区分		報酬の額		旅費の額			
(略)							
期日前投票所の投票立会人		日額	9,500円	同			
指定病院等における不在者投票の外部立会人		日額	10,700円以内で、 従事する時間に応じ、 任命権者が市長と協議して定める額	同			
(略)							
障害者介護給付費等の支給に関する審査会委員	会長	日額	22,700円	同			
	委員	医師	日額	19,700円	同		
		その他	日額	17,700円	同		
子ども・子育て会議委員		日額	6,100円	同			
(略)							
区分		報酬の額		旅費の額			
(略)							
期日前投票所の投票立会人		日額	9,500円	同			
(略)							
障害者介護給付費等の支給に関する審査会委員	会長	日額	22,700円	同			
	委員	医師	日額	19,700円	同		
		その他	日額	17,700円	同		
(略)							

## 新旧対照表

## (件名) 鳥羽市国民健康保険税条例 (昭和35年条例第2号)

改正案 (新)	現行 (旧)
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の6.6</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の5.2</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>26,000円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>21,000円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する</p>

改正案（新）	現行（旧）
<p>世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。）以外の世帯 <u>23,000円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>11,500円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>17,250円</u></p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.7</u>を乗じて算定する。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）</p> <p>第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>6,500円</u>とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額）</p>	<p>世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。）以外の世帯 <u>21,000円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>10,500円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>15,750円</u></p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.9</u>を乗じて算定する。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）</p> <p>第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>5,800円</u>とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額）</p>

改正案 (新)	現行 (旧)
<p>第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,400円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>2,700円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>4,050円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.0</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>6,200円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>4,200円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア</p>	<p>第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,800円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>2,400円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>3,600円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の0.80</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>5,400円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>4,000円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア</p>

改正案（新）	現行（旧）
<p>及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円）の合算額とする。</p>	<p>及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円）の合算額とする。</p>
<p>（1） 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者</p>	<p>（1） 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者</p>
<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>18,200円</u></p>	<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>14,700円</u></p>
<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p>	<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p>
<p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>16,100円</u></p>	<p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>14,700円</u></p>
<p>（イ） 特定世帯 <u>8,050円</u></p>	<p>（イ） 特定世帯 <u>7,350円</u></p>
<p>（ウ） 特定継続世帯 <u>12,075円</u></p>	<p>（ウ） 特定継続世帯 <u>11,025円</u></p>
<p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>4,550円</u></p>	<p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>4,060円</u></p>
<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p>	<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p>

改正案（新）	現行（旧）
（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,780円</u>	（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,360円</u>
（イ） 特定世帯 <u>1,890円</u>	（イ） 特定世帯 <u>1,680円</u>
（ウ） 特定継続世帯 <u>2,835円</u>	（ウ） 特定継続世帯 <u>2,520円</u>
オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>4,340円</u>	オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>3,780円</u>
カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>2,940円</u>	カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>2,800円</u>
（2） 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者（当該納税義務者を除く。）及び特定同一世帯所属者（当該納税義務者を除く。） 1人につき245,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）	（2） 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者（当該納税義務者を除く。）及び特定同一世帯所属者（当該納税義務者を除く。） 1人につき245,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）
ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>13,000円</u>	ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>10,500円</u>
イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>11,500円</u>	（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>10,500円</u>
（イ） 特定世帯 <u>5,750円</u>	（イ） 特定世帯 <u>5,250円</u>
（ウ） 特定継続世帯 <u>8,625円</u>	（ウ） 特定継続世帯 <u>7,875円</u>



改正案（新）	現行（旧）
<p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>3,250円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>2,700円</u></p> <p>（イ） 特定世帯 <u>1,350円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯 <u>2,025円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>3,100円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>2,100円</u></p> <p>（3） 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき35万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>5,200円</u></p>	<p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>2,900円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>2,400円</u></p> <p>（イ） 特定世帯 <u>1,200円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯 <u>1,800円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>2,700円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>2,000円</u></p> <p>（3） 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき35万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>4,200円</u></p>

改正案（新）	現行（旧）
<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,600円</u></p> <p>（イ） 特定世帯 <u>2,300円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯 <u>3,450円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1,300円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,080円</u></p> <p>（イ） 特定世帯 <u>540円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯 <u>810円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1,240円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>840円</u></p>	<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,200円</u></p> <p>（イ） 特定世帯 <u>2,100円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯 <u>3,150円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1,160円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>960円</u></p> <p>（イ） 特定世帯 <u>480円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯 <u>720円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1,080円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>800円</u></p>

新旧対照表

(件名) 鳥羽市道路占用料徴収条例 (昭和46年条例第34号)

改正案 (新)	現行 (旧)
<p>(占用料の額)</p> <p>第2条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法第32条第1項又は第3項の規定により許可をした占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。</p>	<p>(占用料の額)</p> <p>第2条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により協議し、同意した占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。</p>
<p>(占用料の減免)</p> <p>第3条 市長は、次の各号に掲げる占用物件（法第40条に規定する占用物件をいう。以下同じ。）に係る占用料については、前条の規定にかかわらず免除するものとする。</p> <p>(1) <u>地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業に係るもの</u></p> <p>(2)～(10) (略)</p>	<p>(占用料の減免)</p> <p>第3条 市長は、次の各号に掲げる占用物件（法第40条に規定する占用物件をいう。以下同じ。）に係る占用料については、前条の規定にかかわらず免除するものとする。</p> <p>(1) <u>法第35条に規定する事業（道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第19条に規定するものを除く。）及び地方公共団体の行う事業に係るもの</u></p> <p>(2)～(10) (略)</p>

改正案（新）	現行（旧）																																
<p>2・3（略）</p> <p>（占用料の徴収方法）</p> <p>第4条 占用料は、法第32条第1項又は第3項の規定により許可をした占用の期間に係る分を当該占用の許可をした日（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は同法第21条の規定により協議が成立した日（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日）が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日））から1か月以内に納入通知書により一括して徴収する。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合において、翌年度以降に係る占用料は、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収する。</p>	<p>2・3（略）</p> <p>（占用料の徴収方法）</p> <p>第4条 占用料は、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により協議し、同意した占用の期間に係る分を当該占用の許可をし、又は当該占用の協議し、同意した日（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は同法第21条の規定により協議が成立した日（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日）が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日））から1か月以内に納入通知書により一括して徴収する。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合において、翌年度以降に係る占用料は、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収する。</p>																																
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">占用物件</th> <th>単位</th> <th>占用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7</td> <td>看板（アーチであるものを除く）</td> <td>一時的に設けるもの</td> <td>表示面積1平方メートルにつき1月 370</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>その他のもの</td> <td>表示面積1平方メートルにつき1月 3,700</td> </tr> </tbody> </table>	占用物件		単位	占用料	(略)				道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7	看板（アーチであるものを除く）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月 370			その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1月 3,700	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">占用物件</th> <th>単位</th> <th>占用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>令第7条第1号に掲げる物件</td> <td>看板（アーチであるものを除く）</td> <td>一時的に設けるもの</td> <td>表示面積1平方メートルにつき1月 370</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>その他のもの</td> <td>表示面積1平方メートルにつき1月 3,700</td> </tr> </tbody> </table>	占用物件		単位	占用料	(略)				令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月 370			その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1月 3,700
占用物件		単位	占用料																														
(略)																																	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7	看板（アーチであるものを除く）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月 370																														
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1月 3,700																														
占用物件		単位	占用料																														
(略)																																	
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月 370																														
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1月 3,700																														
方メートルに	方メートルに																																

改正案 (新)				現行 (旧)				
条第1号に掲げる物件			つき1年				つき1年	
	標識		1本につき1年	1,300	標識		1本につき1年	1,300
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	37	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	37
		その他のもの	1本につき1月	370		その他のもの	1本につき1月	370
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	37	幕(令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	37
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	370		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	370
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	3,700	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	3,700
その他のもの			1,800	その他のもの			1,800	
令第7条第2号に掲げる工事物		占有面積1平方メートルにつき1年	1,000	令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	370	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1年	370	令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1月	160	
				令第7条第6号 建築物	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を	

改正案 (新)				現行 (旧)				
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		つき1月	160	号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	の 階数が2のもの の 階数が3のもの の 階数が4以上のもの	方メートルにつき1年	乗じて得た額	
令第7条第9号に掲げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が1のもの の 階数が2のもの の 階数が3のもの の 階数が4以上のもの	占有面積1平方メートルにつき1年				Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.009を乗じて得た額
							Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額
							Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額
				Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額			
その他のもの				その他のもの			Aに0.006を乗じて得た額	
令第7条第13号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	階数が1のもの の 階数が2のもの の 階数が3のもの の 階数が4以上のもの	Aに0.006を乗じて得た額	令第7条第9号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	階数が1のもの の 階数が2のもの の 階数が3のもの の 階数が4以上のもの	Aに0.006を乗じて得た額	
							Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.009を乗じて得た額
							Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額
							Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額
その他のもの				その他のもの			Aに0.018を乗じて得た額	

備考

備考

改正案（新）	現行（旧）
<p>1 金額の単位は、円とする。</p> <p>2 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。</p> <p>3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。</p> <p>4 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。</p> <p>5 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、なお1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。</p> <p>6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。</p>	<p>1 金額の単位は、円とする。</p> <p>2 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。</p> <p>3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。</p> <p>4 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。</p> <p>5 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、なお1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。</p> <p>6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。</p>

## 新旧対照表

## (件名) 鳥羽市学校設置条例 (昭和39年条例第34号)

改正案 (新)	現行 (旧)				
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 学校の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 中学校</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 学校の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 中学校</p>				
<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="159 644 1086 687">(略)</td> </tr> </table>	(略)		<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1131 644 2060 687">(略)</td> </tr> </table>	(略)	
(略)					
(略)					
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="159 692 528 735">鳥羽市立加茂中学校</td> <td data-bbox="528 692 1086 735">鳥羽市岩倉町105番地</td> </tr> </table>	鳥羽市立加茂中学校	鳥羽市岩倉町105番地	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1131 692 1500 735">鳥羽市立加茂中学校</td> <td data-bbox="1500 692 2060 735">鳥羽市岩倉町105番地</td> </tr> </table>	鳥羽市立加茂中学校	鳥羽市岩倉町105番地
鳥羽市立加茂中学校	鳥羽市岩倉町105番地				
鳥羽市立加茂中学校	鳥羽市岩倉町105番地				
<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="159 740 1086 783">(略)</td> </tr> </table>	(略)		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1131 740 1500 783">鳥羽市立鏡浦中学校</td> <td data-bbox="1500 740 2060 783">鳥羽市浦村町1744番地 1</td> </tr> </table>	鳥羽市立鏡浦中学校	鳥羽市浦村町1744番地 1
(略)					
鳥羽市立鏡浦中学校	鳥羽市浦村町1744番地 1				
	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1131 788 2060 844">(略)</td> </tr> </table>	(略)			
(略)					



新旧対照表

(件名) 鳥羽市給水条例(平成9年条例第14号)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)																		
<p>(給水申込分担金)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 分担金の額は、別表第1に定める額に消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税に相当する額を加算した額とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(料金)</p> <p>第27条 料金は、1か月につき別表第2に定めるところにより算出した基本料金と従量料金の合計額を消費税法に規定する消費税及び地方税法に</p>	<p>(給水申込分担金)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 分担金の額は、次の表に定める額に消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税に相当する額を加算した額とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">メーター口径</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13ミリメートル</td> <td style="text-align: right;">40,000円</td> </tr> <tr> <td>20ミリメートル</td> <td style="text-align: right;">70,000円</td> </tr> <tr> <td>25ミリメートル</td> <td style="text-align: right;">125,000円</td> </tr> <tr> <td>40ミリメートル</td> <td style="text-align: right;">340,000円</td> </tr> <tr> <td>50ミリメートル</td> <td style="text-align: right;">600,000円</td> </tr> <tr> <td>75ミリメートル</td> <td style="text-align: right;">1,300,000円</td> </tr> <tr> <td>100ミリメートル</td> <td style="text-align: right;">2,400,000円</td> </tr> <tr> <td>150ミリメートル</td> <td style="text-align: right;">6,000,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3・4 (略)</p> <p>(料金)</p> <p>第27条 料金は、1か月につき次の表に定めるところにより算出した基本料金と従量料金の合計額とする。この場合において、1円未満の端数が</p>	メーター口径	金額	13ミリメートル	40,000円	20ミリメートル	70,000円	25ミリメートル	125,000円	40ミリメートル	340,000円	50ミリメートル	600,000円	75ミリメートル	1,300,000円	100ミリメートル	2,400,000円	150ミリメートル	6,000,000円
メーター口径	金額																		
13ミリメートル	40,000円																		
20ミリメートル	70,000円																		
25ミリメートル	125,000円																		
40ミリメートル	340,000円																		
50ミリメートル	600,000円																		
75ミリメートル	1,300,000円																		
100ミリメートル	2,400,000円																		
150ミリメートル	6,000,000円																		

改正案（新）	現行（旧）				
<p>規定する地方消費税に相当する額を加算した額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>				
	メーターの口径	基本水量及び料金		従量水量の区分	従量料金（1立方メートル当たり）
		基本水量	基本料金		
	13ミリメートル	10立方メートルまで	1,512円	1 11立方メートルから20立方メートルまで	178.50円
				2 21立方メートルから60立方メートルまで	236.25円
				3 61立方メートルから110立方メートルまで	304.50円
	20ミリメートル	10立方メートルまで	2,142円	4 111立方メートルから310立方メートルまで	383.25円
				5 311立方メートル以上	435.75円
	25ミリメートル	—	3,507円	1 1立方メートル	178.50円

改正案（新）	現行（旧）				
	ル			トルから10立方メートルまで	
	40ミリメートル	—	16,737円	2 11立方メートルから50立方メートルまで	236.25円
	50ミリメートル	—	27,657円	3 51立方メートルから100立方メートルまで	304.50円
	75ミリメートル	—	55,020円	4 101立方メートルから300立方メートルまで	383.25円
	100ミリメートル	—	82,635円	5 301立方メートル以上	435.75円
	150ミリメートル	—	138,600円		
	船舶用	—	—	—	519.75円
<p>2 前項の規定にかかわらず、公衆浴場営業用（入浴料金の統制額が物価統制令施行令（昭和27年政令第319号）に基づき指定されているもの）に水道を使用する場合の従量料金は、1立方メートルにつき57.75円とする。</p>					

改正案（新）	現行（旧）																
<p>(特別な場合における料金の算定)</p> <p>第30条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は次のとおりとする。</p> <p>(1) 使用日数が15日を超えないときは、基本料金の2分の1の料金とする。<u>ただし、基本水量が定められているものについては、その月の使用水量が当該基本水量の2分の1を超える場合は、1か月の基本料金とし、当該基本水量を超える場合は、1か月分とした基本料金及び従量料金とする。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第1（第11条関係）</p>	<p><u>3 第1項の規定にかかわらず、臨時及び工事用に水道を使用する場合の従量料金は、1立方メートルにつき399円とする。</u></p> <p>(特別な場合における料金の算定)</p> <p>第30条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は次のとおりとする。</p> <p>(1) 使用日数が15日を超えないときは、基本料金の2分の1の料金<u>及び従量料金</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="159 1027 560 1074">メーター口径</th> <th data-bbox="560 1027 1086 1074">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="159 1074 560 1120">13ミリメートル</td> <td data-bbox="560 1074 1086 1120">40,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1120 560 1166">20ミリメートル</td> <td data-bbox="560 1120 1086 1166">70,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1166 560 1212">25ミリメートル</td> <td data-bbox="560 1166 1086 1212">125,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1212 560 1259">40ミリメートル</td> <td data-bbox="560 1212 1086 1259">340,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1259 560 1305">50ミリメートル</td> <td data-bbox="560 1259 1086 1305">600,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1305 560 1351">75ミリメートル</td> <td data-bbox="560 1305 1086 1351">1,300,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1351 560 1398">100ミリメートル</td> <td data-bbox="560 1351 1086 1398">2,400,000円</td> </tr> </tbody> </table>	メーター口径	金額	13ミリメートル	40,000円	20ミリメートル	70,000円	25ミリメートル	125,000円	40ミリメートル	340,000円	50ミリメートル	600,000円	75ミリメートル	1,300,000円	100ミリメートル	2,400,000円	
メーター口径	金額																
13ミリメートル	40,000円																
20ミリメートル	70,000円																
25ミリメートル	125,000円																
40ミリメートル	340,000円																
50ミリメートル	600,000円																
75ミリメートル	1,300,000円																
100ミリメートル	2,400,000円																

改正案（新）

現行（旧）

150ミリメートル	6,000,000円
-----------	------------

別表第2（第27条関係）

メーターの口径	基本水量及び料金		従量水量の区分	従量料金（1立方メートル当たり）
	基本水量	基本料金		
13ミリメートル	10立方メートルまで	1,440円	1 11立方メートルから20立方メートルまで	170円
			2 21立方メートルから60立方メートルまで	225円
			3 61立方メートルから110立方メートルまで	290円
20ミリメートル	10立方メートルまで	2,040円	4 111立方メートルから310立方メートルまで	365円
			5 310立方メートル以上	415円
25ミリメートル	—	3,340円	1 1立方メートルから10立方メートルまで	170円
40ミリメートル	—	15,940円	2 11立方メートルから50立方メートルまで	225円

改正案（新）					現行（旧）				
50ミリメートル	—	26,340円	3	で 51立方メートルから100立方メートルまで	290円				
75ミリメートル	—	52,400円	4	101立方メートルから300立方メートルまで	365円				
100ミリメートル	—	78,700円	5	301立方メートル以上	415円				
150ミリメートル	—	132,000円							
船舶用	—	—	—	—	495円				
備 考									
<p>1 この表の規定にかかわらず、公衆浴場営業用（入浴料金の統制額が物価統制令施行令（昭和27年政令第319号）に基づき、指定されているもの）に水道を使用する場合の従量料金は、1立方メートルにつき55円とする。</p> <p>2 この表の規定にかかわらず、臨時及び工事に水道を使用する場合の従量料金は、1立方メートルにつき380円とする。</p>									

新旧対照表

(件名) 鳥羽市定期航路運航条例 (昭和46年条例第5号)

改正案 (新)						現行 (旧)					
別表第1 (第6条関係) 旅客運賃及び割引料金						別表第1 (第6条関係) 旅客運賃及び割引料金					
(1) 普通乗船券						(1) 普通乗船券					
1 普通運賃表						1 普通運賃表					
					神島						神島
				答志 (和具)	500				答志 (和具)	490	
			萱島	220	500			萱島	220	490	
		桃取						桃取			
	坂手		270					坂手	270		
鳥羽 (中之郷) (佐田浜)	220	440	500	540	730	鳥羽 (中之郷) (佐田浜)	220	430	490	530	710